

さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）仕様書

第1 総 則

1 件 名 さいたま市指定管理者申請団体財務診断業務（単価契約）

2 契約期間 契約を締結した日から令和9年3月24日まで

3 履行場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4外

4 目 的

本業務は、さいたま市指定管理者審査選定委員会における審査等に当たり、指定管理者申請団体が指定期間中、施設を適切に管理運営する団体としての適格性を有するかどうかを評価するため、団体の財務内容等を診断するものである。

5 診断を実施する団体数

診断を実施する団体数の上限は9件とする。

6 委 託 料

委託者が受託者に支払う委託料は単価契約とし、契約単価に財務診断を実施した団体数を乗じた金額を支払うものとする。

第2 業務委託内容

受託者は、指定管理者申請団体の財務診断として次の業務を行うものとし、企業等に対し経営指導等を行っている公認会計士、税理士、中小企業診断士等の有識者が行うものとする。

1 団体の適格性分析

(1) 財務資料等による分析

分析は、「安定性」、「効率性」、「収益性」、「成長性」の4つの視点から行う。なお、委託者が提供する資料は、指定管理者募集の際に各団体から本市に提出されている財務に関する書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等）とする。

(2) 総合評価

団体の適格性分析は、指定期間中の管理運営の持続性を評価するものであり、団体の経営の安定性を最も重視した上で「総合評価」を行うものとする。総合評価は、概ね下記の基準に基づき、三段階で評価を行うものとする。

評価区分	基準
A	財務状況が良好であり、健全な運営であると認められる
B	指定期間中の管理運営は概ね可能であると認められる
C	財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となる恐れがあると認められる

(3) 分析後の速報

上記による分析と総合評価を行った後、市に速報を提出するものとする。

(4) 経営者等へのヒアリング

財務資料等で適切な財務分析等ができない場合は、市と協議の上、必要に応じて経営者へのヒアリング等を実施する。

2 報告書の作成・納品

- (1) 受託者は、上記1の結果について、報告書を作成し、委託者に納品するものとする。
- (2) 報告書のうち、分析及び総合評価の結果については、その判断基準及び判断理由を記載するものとする。
- (3) 報告書には、上記1を行った有識者による署名及び捺印を行うものとする。
- (4) 上記のほか、受託者は申請団体名を黒塗りした報告書の電子データを委託者に納品するものとする。

第3 その他

1 請求及び支払

受託者は、委託者による業務内容確認後、委託料を請求するものとし、委託者は、適法な請求書を受け取った日から30日以内に支払いをするものとする。

2 スケジュール（予定）

時期	内容
7月 中旬	財務診断業務の実施①
8月 月上旬	速報及び報告書の作成①
8月 中旬	財務診断業務の実施②
9月 月上旬	速報及び報告書の作成② 以降、新たな指定管理者の募集等により、追加が発生した場合、随時、財務診断業務の実施（3月中旬まで）

3 法令遵守等

受託者は、本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「本仕様書」、「さいたま市契約規則」「さいたま市業務委託契約基準約款」及び別記「情報セキュリティ特記事項」の規定と次の事項を遵守することとする。

- (1) 契約締結後に必要な協議事項が発生した場合については、受託者はその契約金額等に影響を与えない範囲で、調整及び変更に応じるものとする。
- (2) (1)に関する協議結果に基づく措置に要する費用については、委託者が認めたものを除き、全て受託者の負担とする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (4) 受託者において、本仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再診断の実施又は業務の中止を受託者に命じることができる。
- (5) 受託者は、業務遂行中に不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切に対処しなければならない。
- (6) 成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含む。
- (7) 成果物及び付属品に関する著作権その他の権利はすべて委託者に帰属するものとする。
- (8) 受託者は、当該業務遂行に際して知りえた情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務終了後において、第三者に漏らしてはならない。